

国営諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門調査に反対する意見書

私たち諫早市議会は国営諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門調査に断固反対する。

去る4月28日に政府・与党の諫早湾干拓事業検討委員会は当時の赤松農林水産大臣に報告書を提出したが、その内容は「環境影響評価を行った上で、万全の事前対策による地元関係者の理解を得ることを前提として、開門調査を実施することが適当」というものであった。

しかしながら、当該報告書は防災や農業、漁業、環境への影響や被害に対する具体的な対策や方法等には一切触れず、開門調査だけを結論付けており、到底、納得できるものではない。そもそも諫早湾干拓事業は国営事業であり、その事業主体である国は積極的な説明責任を果たし、当初の事業目的を達成するために真摯に対応すべきである。国民の生命、財産を守ることは国としての当然の責務であるにも拘わらず、十分な調査等をしないまま、国民の生命、財産を危険にさらすことは決して許されない。

長年、諫早市民は幾度となく大水害に見舞われ、多くの尊い生命と大切な財産を失う悲惨な経験をしてきた。諫早湾干拓事業の一刻も早い完成を願い、そして完成後の防災効果を最も実感しているのは諫早市民である。すでに干拓農地では入植者による大規模営農が展開され、背後地では水田の汎用化も進んでいる。また、有明海ではノリ養殖も順調に推移しタイラギの資源回復もみられ、諫早湾ではカキやアサリの生産も安定し始めるなど漁場環境は好転しつつある。

このような状況下において、有明海の真の再生に必要なことは、開門調査ではなく、環境変化の複合的な要因を考慮した調査・研究である。

よって、私たち諫早市議会は下記事項について国に強く要望する。

記

- 1 尊い人命や大切な財産を危険にさらす開門調査は絶対に実施しないこと。
- 2 防災や農業、漁業、環境への影響を科学的かつ客観的に分析するための環境影響評価の検証結果を最大限に尊重し、誰もが納得しうる判断を行うこと。
- 3 有明海の環境変化の複合的な要因を考慮した総合的な調査・研究を行い、その結果を踏まえた対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月11日

諫 早 市 議 会